

【職業訓練サービスガイドライン研修の受講等の認定要件化について】

申請職業訓練を申請する日から遡って 5 年以内にガイドライン研修の受講・修了した者が在籍していることまたは ISO29990 の取得等ガイドライン研修と同程度以上の民間教育訓練機関の質保証・向上の取組を行っていることが認定要件となりました。